

## 平成8年9月5日に起きた 大阪教育大学附属高等学校池田校舎における水泳事故について

大阪教育大学附属高等学校池田校舎において、10年前の平成8年9月5日の1限目の体育の水泳授業で、当時2年3組の水上扶起子さんが潜水距離測定中に溺水するという痛ましい事故がありました。扶起子さんは、救命救急センターに搬送されましたが、1週間後の9月12日に亡くなりました。事故から10年目を迎えるに当たり、大阪教育大学並びに大阪教育大学附属高等学校池田校舎は、このような死亡事故を起こしてしまったことを、水上扶起子さん並びにご遺族の皆様には深くお詫びするとともに、事故の原因と責任についての見解を、ここに明らかにするものであります。

### 事故の概要について

事故当時の高等学校学習指導要領では、体育の水泳授業で、潜水は指導内容とはされていませんでしたが、附属高等学校池田校舎では、女子生徒にのみ潜水を課し、潜水できた距離を評価の対象としていました。生徒には、自ら計測した潜水距離が更新できれば、その都度、担当教諭に更新記録を自己申告させることにしていました。

#### 担当教諭の指示内容

事故当日、1限目(午前8時45分から9時35分まで)の2年2組・3組の女子生徒の水泳授業(出席者29名、見学者11名、欠席者5名、計45名)に当たって、担当教諭は、生徒らに次のような指示をしました。

- ・クロール、平泳ぎ、背泳の中から種目を選択して75mのタイム測定を2回行うこと。
- ・残りの時間で、各自横泳ぎ、潜水を練習すること。
- ・横泳ぎはフォームを検定するので、検定を受けたい者は申し出ること。
- ・潜水は、各自潜水できた距離を自己申告すること。

#### 水上扶起子さんの動き

担当教諭の指示に従って、女子生徒たちは、8時50分頃から各組4班に分かれ、2組1～3班が第5・第6コースで、3組1～3班が第7・第8コースで、2組・3組の4班が第9コースで水泳を始めました。

3組3班に所属していた扶起子さんは、8時50分頃から第8コースで、平泳ぎ25m2本のウォーミングアップを行ったあと、9時00分頃から、他の生徒の計測のもとに、クロール75m1本と平泳ぎ75m1本、計2本を泳ぎ、各々の計測タイムを担当教諭に報告しました。この後、9時15分ないし20分頃に、扶起子さんは、他の生徒にゴーグルの使用方法を教えたり、第9コーススタート地点に座り休憩を取ったりしていました。

9時20分ないし25分頃になって、扶起子さんは2人の生徒に潜水するなどと告げて、第8コーススタート地点から潜水を始めました。しかしながら、潜水距離の測定は、計測者を付けずに自らで行い、潜水距離を更新できれば担当教諭に申告するという自己申告制であったため、潜水を始めたあとの扶起子さんの様子を、2人の生徒が見守るということはありませんでした。扶起子さんのその後の様子は、第8コースから潜水で泳ぎ始める姿を2人の

生徒に目撃されたのを最後に、明確には確認されることなく、その後、第8コーススタート地点から8メートル離れた付近で溺水に至りました。

9時33分ないし34分頃になって、担当教諭は、授業終了の指示をするために、生徒らに「上がりなさい。」と声をかけました。生徒らがプールから上がり、プール全体の見通しがよくなったそのとき、担当教諭は、第8コースのスタート地点から8mほど離れた地点で、スタート地点の方に頭を向け、うつ伏せで両手を下に曲げた状態で水中に浮かんでいる扶起子さんを発見しました。扶起子さんが潜水を始めてから発見されるまでの10分程の間に、2人の生徒が第8コースをタイム計測のために泳いでいました。これらの生徒を含め数人の生徒が、扶起子さんらしき人物が第8コースに沈んでいるのを見かけていましたが、潜水をしているのだろうとしか気にかけることが出来ませんでした。

### 担当教諭の対応

担当教諭は、水中に浮かんでいる扶起子さんの姿を認めるや、扶起子さんが溺水に至っているものとは思わず、生徒らに「あの子、何やってんねん。」「潜水かいな。」「潜水長いな。」等と話していましたが、扶起子さんが一向に動かないことを見て、異常を察知し、生徒らに扶起子さんを引き上げるように指示しました。担当教諭は、プールサイドまで引き寄せられた扶起子さんの胸をプールサイドから抱えて、生徒たちに手伝わせながら扶起子さんを水から引き上げました。

扶起子さんは、救命救急センターに搬送中に心拍が回復し、搬送後は集中治療室で治療を受けました。心拍は回復したものの、事故時、既に10分以上にわたり、無酸素ないし低酸素、虚血状態にあったため、意識は回復せず、その後も脳症で経過し、9月12日に死亡しました。

### 事故の原因と学校の責任について

事故の起きた平成8年以前から、毎年水泳シーズンが始まる前に、当時の文部省から「水泳等の事故防止について(通知)」が出されており、その中で「学校における水泳事故防止必携」(平成元年6月、日本体育・学校健康センター)及び「水泳指導の手引(改訂版)」(平成5年5月、文部省)を参考にして、事故防止の徹底を図るよう注意喚起がなされていました。「水泳指導の手引(改訂版)」には、監視の要点として、「水面上はもちろんのこと、水底にも視線を向けること、水深が急に深くなるような部分や、水面がぎらぎら反射するような部分には特に注意する必要がある」ことが指摘され、潜水に関する指導上の留意点として、「安全な潜水法、水中でのいろいろな身体支配及びプル、キックの関連から指導する」、「あまり無理をしないように指導する」、「顔をつけるとき、息は八分目ぐらいにして吸い過ぎないようにさせる」、「無理に長く潜らせないようにする」などが明確に指摘されていました。

また、事故後の附属高等学校池田校舎の調査によれば、事故当時、大阪府下には本校のように潜水を評価対象種目としていた高等学校が11校あり、うち回答の無かった1校を除く10校の全てで、潜水が危険をとまなう種目であること【文末資料1参照】を念頭において、一般の水泳授業の監視に比べて、より監視体制を行き届かせるためのなにがしかの配慮を講じていました。【文末資料2参照】

では、何故、附属高等学校池田校舎で、溺水した扶起子さんに気づかず、10分もの間、

水中に放置するということが起きてしまったのでしょうか。学校が、潜水の危険性を十分に認識しないまま、また生徒にも潜水の危険性を十分に伝えないまま、潜水距離を評価対象種目とする授業を実施していたからと言わざるをえません。潜水距離を評価対象種目とする授業を実施するのであれば、潜水の危険性を十分に認識した上で、異常が生じた場合には、直ちにこれを救助し得るような監視体制を、あらかじめ採っておくべきでありました。潜水距離の自己申告制というシステムのもとで、潜水距離の更新に挑戦する生徒への監視体制は、何ら採られていませんでした。たとえば、潜水者と監視者が、マンツーマンで監視する体制を採っておれば、水中で動かなくなった扶起子さんを、すぐに発見し救助できたはずで、水上扶起子さんの痛ましい死亡事故は、生徒への安全配慮義務を尽くすべき学校が、潜水の危険性を考慮した監視体制を採っていなかったために起きてしまったと言わざるをえません。

### 裁判所による判決のポイントについて

事故直後から、扶起子さんのご両親は、学校側に事故に至る経過やその原因について説明を求められましたが、学校側の説明に、ご両親が納得されることはありませんでした。ご両親は、事故の真相を明らかにし、再発防止を図ることが遺族としての責務と考えられ、事故から8ヶ月後の平成9年5月12日に訴訟を提起されました。

約4年にわたる裁判の結果、平成13年3月26日に大阪地方裁判所は、扶起子さんには溺死の原因になるような身体的要因はなかったとした上で、学校は潜水の危険性を十分考慮した監視体制を採るべきであったのに、実際に採られた監視体制は、きわめて杜撰なものであった。学校の安全配慮義務違反により、溺死した扶起子さんを発見するのが遅れ、その結果、扶起子さんは心肺停止に陥ったのであるから、学校の安全配慮義務違反と、扶起子さんの溺死及びその死亡との間には因果関係を認めることができるとの判決を下し、大阪教育大学附属高等学校の設置者である国の全面敗訴となりました。国は、控訴を断念し判決を受け入れました。

### むすびに

大阪教育大学並びに大阪教育大学附属高等学校池田校舎では、この判決を真摯に受け止め、事故を反省し、その責任を深く自覚し、未来ある生徒の尊い命が失われたこの水泳事故を、未永く記憶にとどめ、再発防止に取り組んでいく所存であります。

痛ましい事故から10年目を迎えるに当たり、水上扶起子さん並びにご遺族の皆様には、深くお詫びするとともに、広く学校関係者の皆様には、安全な水泳授業の実施と安全な学校の実現に向けた取り組みを、厳しくお見守りいただきますようお願い申し上げます。

平成18年9月5日

大阪教育大学長 稲垣 卓  
附属高等学校長 安井 義和  
附属高等学校池田校舎主任 三村 寛一

## 【 文 末 資 料 1 】

### 潜水の危険性について

水泳には、気管内に水を誤って吸引するなどの原因によって、意識が喪失し、溺水(溺死)に至る危険性が伴う。加えて、無理な息こらえや過換気を伴いがちな潜水にあつては、血液中の酸素濃度が低下することによって、意識が喪失し、意識喪失において生じる呼吸の反射によって自ずと気管内に水を吸引し、溺水に至る危険性、殊に、息こらえの前に過換気をすることによって血液中の二酸化炭素濃度が低下し、呼吸飢餓感のないまま血液中の酸素濃度が低下して意識が喪失し、もがくこともないまま溺水に至る危険性(ノーパニック症候群)も報告されている。これらからすれば、潜水は、一般的に危険を伴う水泳のなかでも、特に危険度の高い種目であるといえる。(大阪地方裁判所、平成13年3月26日判決文より引用)

## 【 文 末 資 料 2 】

附属高等学校池田校舎では、事故後の平成9年4月に大阪府下の高等学校を対象に、水泳授業の実態についてアンケート調査を実施しました。その結果、大阪府下には本校のように潜水を評価対象種目としていた高等学校が11校あり、うち回答の無かった1校を除く10校から、潜水授業の実施に当たり、次のような安全配慮の措置を講じているとの回答(複数回答あり)が得られました。潜水の危険性を考慮した特別の監視体制の工夫のもとに、潜水授業が実施されていることが伺える結果となっています。

### 潜水を評価対象種目としている

#### 大阪府下の高等学校における監視体制等の工夫

【平成9年4月の調査結果】

- 1 突発的な異常に備え、十分な監視下で行う。
- 2 必ず3人以内で泳がせ、全員の状況が把握できるように努めている。
- 3 教師が監視。
- 4 生徒2人1組による監視。
- 5 考えられる事故例について注意・説明。
- 6 コース上に全員が顔を出してからでないと次のスタートをさせない。
- 7 ハイパーベンチレーションの危険の注意。
- 8 教諭以外にコースに生徒1名をつけている。
- 9 2人ずつ泳がせ、泳法チェックできるようにしている。
- 10 (潜水を)実施することを教諭に通告してから行う。実施コースは教諭が声かけをして他の生徒に注意を促す。

- 11 1人が上がったことを確認して次の人に実施させる。
- 12 潜水技術とともに、特に安全性について説明して行っている。いかに安全に潜水をするかということも学習内容としている。
- 13 目を離さない。
- 14 コースを限定し、指導者の監視下で実施。
- 15 スタートの間をあげ、一人一人が終了するまで同時に潜水させない。

以 上